

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会 第 3 回 総 会

令和 5 年 11 月 28 日 (火)

名護市農業委員会 第3回総会

開催日時 令和5年11月28日(火) 午前10時00分～12時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	○	5番	山城 秀樹	○	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	○	8番	伊波 實	◎	9番	宮城 政喜	◎
10番	宮城 二郎	○	11番	比嘉 政昭	×	12番	川野 圭輔	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	比嘉 勲	○	14番	清水 一郎	○	15番	比嘉 海斗	○
16番	呉屋 信竹	×	17番	平 智昭	○	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案 第8号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等の買受適格証明願いについて
- 第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第10号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第12号 農用地利用集積計画の意見決定について
- 第13号 非農地証明願いについて
- 報告 農地法第3条許可取り消しに願いについて
- 報告 農地法第5条許可申請取り下げ願いについて
- 報告 非農地照明取り下げ願いについて

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 8 番伊波實委員、9 番宮城政喜委員を指名致します。よろしくお願いいたします。また、書記には事務局職員を指名いたします。では、これより「第 3 回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第 8 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地等の買受適格証明願について)

議長 議案第 8 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地等の買受適格証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 宜しくお願い致します。議案第 8 号農地法 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地等の買受適格証明願についてご説明させていただきます。今月 1 件の申請となります。

整理番号 1 番 運天原の 1 筆、面積 954 m²、申請者による規模拡大の申請で予定作物がサトウキビとなっております。申請者は、今帰仁村で野菜の耕作を行っております。

議長 議案第 8 号農地法 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地等の買受適格証明願について事務局から説明がありましたが、異議、質疑はございませんか。

委員 なし。

議長 ないようなので議案第 8 号農地法 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地等の買受適格証明願について 1 番を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 9 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

宜しくお願ひ致します。議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明させていただきます。今月8件の申請となります。

整理番号1番 源河の1筆、登記地目は畑で、面積は4,942㎡。従事者数1名、従事日数は150日。新規就農のための3条有償移転。予定作物はミカン・バナナ・マンゴーとなっております。

整理番号2番 振慶名の1筆、登記地目は畑で、面積3,620㎡。従事者数2名、従事日数は本人が150日、妹が50日の合計200日。新規就農のための3条有償移転。予定作物はマンゴーとなっております。

整理番号3番 古我知の1筆、登記地目は田、面積619㎡の内599.84㎡。従事者2名、従事日数は本人が250日、子が250日、合計500日。規模拡大のための3条使用貸借。予定作物はニラ・ドラセナとなっております。こちらは5条申請④番による営農型の太陽光発電の再許可申請に伴う3条申請となります。現場は既に太陽光発電の設置が済んでおり、更新のための申請になります。

整理番号4番 古我知の1筆、登記地目は田、面積619の内377㎡。3条地上権。こちらは3条③番と同時申請になっており、地上権の設定となっております。

整理番号5番 汀間の1筆、登記地目は畑、面積1,183㎡。従事者数2名、従事日数は本人200日、妻100日の合計300日。新規就農のための使用貸借。予定作物はウコンとなっております。

整理番号6番 安部の2筆、登記地目は全て畑で、面積は合計1,869㎡。従事者数2名、従事日数は本人250日、妻150日の合計400日。規模拡大のための3条有償移転。予定作物はウコンとなっております。

整理番号7番 屋我の1筆、登記地目は畑、面積は429㎡。従事者数1名、従事日数150日。新規就農のための3条無償移転。予定作物は果樹となっております。

整理番号8番 大北の2筆、登記地目は全て畑、面積は合計398㎡。従事者数2名、従事日数は本人200日、夫200日の合計400日。新規就農のた

事務局 めの3条有償移転。予定作物はバナナとなっております。

 今月の農地法第3条の規定による許可申請については以上となります。

議長 農地法第3条第1項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

委員 整理番号①と②について、どちらも市外から通って農業に従事することですが、可能でしょうか。

事務局 事務局より回答させていただきます。当該申請はどちらも新規就農なので農業委員の皆様にも協力してもらい、今後の経過を見ていく必要があると考えております。

委員 かしこまりました。ありがとうございます。

議長 農地法第3条第1項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

委員 なし

議長 異議なしでありますので議案9号農地法第3条第1項の規定による許可申請について1番から8番について可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第10号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第10号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について今月2件申請がございます。

 整理番号1番 大北の1筆、地目は田、面積550㎡、貸学童施設の申請となっております。当初の計画では一般住宅の建設予定でしたが、許可後に実家で暮らす必要性が出てきたため事業計画変更申請となります。一団農地は5.8ha、農地区分は第3種農地となっております。

整理番号 2 番につきましては、農地法第 5 条と同時申請となっているため、後程合わせてご説明させていただきます。以上です。

議長 議案第 10 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について異議、質疑はございませんか。

委員 なし

議長 異議なしでありますので只今事務局より説明のありました、整理番号 1 番、2 番の源河 2 筆の農地転用許可後の事業計画変更承認申請について可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 11 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 11 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について今月 12 件の申請となります。

整理番号 1 番 喜瀬の 1 筆、地目畑、面積 374 m²。転用目的は駐車場で使用賃貸借での申請となっております。申請地の向かいにはホテルがあり、現況として宿泊者の駐車場として利用されているため追認案件として始末書付きの申請となっております。一団の地 0.1ha、農地区分は第 2 種農地と判断されます。

整理番号 2 番 源河の 1 筆、地目畑、面積 4,183 m²の内 476 m²。転用目的は農業用施設で所有権移転での申請となっております。申請地には既に休憩所、トイレ、農機具小屋が建っており、追認案件として始末書付きの申請となっております。農地区分は農振区域内となっております。

整理番号 3 番 稲嶺の 1 筆、地目畑、面積 1,390 m²。転用目的は宿泊施設で所有権移転での申請となっております。一団の農地は 9.8ha、農地区分は第 2 種農地と判断されます。

整理番号 4 番 古我知の 1 筆、地目田、面積 619 m²のうち 19.16 m²。転用目的は営農型発電設備で使用貸借での申請となっております。こちらは 3 条③④と同時申請になっており、太陽光発電のための支柱部分の申請になります。また今回の申請につきまして、耕作者が認定農業者の資格を持っていることから、許可後から 10 年の使用貸借となっております。こちらの農地区分は第 1 種農地と判断されます。

整理番号 5 番・6 番 古我知の 3 筆、面積 1,592 m²。転用目的は駐車場で所有権移転での申請となっております。一団の農地は 0.9ha、農地区分は第 2 種農地と判断されます。

整理番号 7 番 宇茂佐の 2 筆、面積 1,647 m²。転用目的は共同住宅で所有権移転での申請となっております。一団の農地は 0.8ha、農地区分は第 2 種農地と判断されます。

整理番号 8 番・9 番 宮里の 2 筆、面積 502 m²。転用目的は店舗で賃貸借での申請となっております。なお整理番号 8 番につきましては、既に土地の造成がされており、追認案件として始末書付きの申請となります。また、9 番につきましては、事変②と同時申請となります。農地区分は第 3 種農地となっております。

整理番号 10 番・11 番 宮里の 4 筆、面積 1,716 m²。転用目的は物品販売店で賃貸借での申請となっております。なお整理番号 10 番につきましては、既に土地の造成がされており、追認案件として始末書付きの申請となります。農地区分は第 3 種農地となっております。

整理番号 12 番 大北の 1 筆、面積 261 m²。転用目的は一般住宅で所有権移転での申請となっております。農地区分は第 3 種農地となっております。

以上 12 件の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請となります。

議長

議案第 213 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

- 委員 始末書付きの案件について、許可相当であるか説明をお願いします。
- 事務局 お答えさせていただきます。
本来、農地転用をする際には申請が必要であり、質問に上がった申請につきましては既に転用を行っているため、違反転用として始末書付きの案件となっております。
- 委員 追加で質問がございます。始末書付きで申請すれば転用の許可は受けられるということでしょうか。
- 事務局 ご質問の今回の申請については、いずれも農地区分が第2種、または第3種農地となっており農地転用の申請が可能な土地のため、始末書付きでの追認案件となっております。ご質問いただいた件については第1種農地や、農振区域内の転用が出来ない土地については、現況を農地に回復してもらうように口頭指導を行い、従わない場合は農地法51条に基づいて処分をすることも考えられます。
- 委員 ありがとうございます。
- 議長 他に異議、質疑はございませんか。
- 委員 申請の整理番号3番について、申請地の周辺は畑なのですか。農地区分の基準について説明をお願いします。
- 事務局 農地区分の判断基準として、周りの農地の面積が何haになるのかということになるのですが、今回の申請地に隣接している農地全体の合計、一団の農地は9.8haでした。10ha以上であれば第1種農地の判断となり、基本的に転用はできない場所になってきます。今回は9.8haでしたので、事務局で第2種農地と判断し総会に上げております。
今回の農地区分はあくまでも事務局の判断の為、総会に挙げるのですが、このあと県に上げた後に県の判断で第1種農地となった場合は農地転用が不可となる場合もございます。
- 委員 ありがとうございます。

委員 申請の整理番号 3 番の使用貸借期間について説明をお願いします。

事務局 本来営農型の申請は 3 年間で申請となりますが、設置者ではなく耕作する側が認定農業者の場合は 10 年の使用貸借を設定することが出来るため、10 年の申請となっております。

委員 ありがとうございます。

議長 他に異議、質疑はございませんか。

委員 なし

議長 ないようなので議案第 11 号農地法第 5 条 1 項の規定による許可申請について整理番号 1 番から 12 番まで可としてよろしいですか。

委員 異議なし

(議案第 12 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

議長 議案第 12 号 農用地利用集積計画の意見決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 令和 5 年 11 月 20 日付、名護市長より農業委員会会長宛てに「農用地利用集積計画の決定について（依頼）」がございます。今回利用権設定者が譲渡人 9 名、譲受人 9 名。設定筆数 17 筆、合計面積 33,048 m²。内、賃借権 11 筆、使用貸借権 6 筆、所有権移転 0 筆となっております。詳細につきましては担当より説明がございます。よろしく申し上げます。

農地係 よろしくお願ひ致します。説明致します。

整理番号 1 番 済井出の 1 筆。5 年間の賃借権、予定作物はウコン。再設定 66 歳。従事予定者 1 名、従事日数 250 日従事予定です。

整理番号 2 番、済井出の 1 筆、5 年間の使用貸借権、予定作物はイモ・ラッキョウ。新規 42 歳。従事予定者 1 名、従事日数 250 日従事予定です。

整理番号 3 番・4 番、山入端の 2 筆、5 年間の賃借権、予定作物はシークァーサー。再設定 63 歳。従事予定者 1 名と農業雇用者 1 名、従事日数 150 日従事予定です。

整理番号 5 番～9 番 山入端の 5 筆、5 年間の賃借権、予定作物はタンカン。新規 54 歳。従事予定者 1 名、従事日数 250 日従事予定です。

整理番号 10 番～12 番 天仁屋の 3 筆、1 年間の使用貸借権、予定作物はサトウキビ。新規 42 歳。従事予定者 1 名と農業雇用者 1 名、従事日数 150 日従事予定です。こちらは所有権移転予定となっております。

整理番号 13 番 済井出の 1 筆、5 年間の賃借権、予定作物はパイン。新規 40 歳。従事予定者 1 名、従事日数 250 日従事予定です。

整理番号 14 番 済井出の 1 筆、こちらは内面積の申請です。5 年間の使用貸借、予定作物はパイン。整理番号 13 番と同じ方で新規 40 歳。従事予定者 1 名、従事日数 250 日従事予定です。

整理番号 15 番 許田の 1 筆、1 年間の使用貸借権、予定作物は野菜・果樹。新規 41 歳。従事予定者 1 名と農業雇用者 1 名で、従事日数 250 日従事予定です。こちらは所有権移転予定となっております。

整理番号 16 番 呉我の 1 筆、6 年間の賃借権、予定作物はパイン。新規 38 歳。従事予定者 2 名、従事日数 250 日従事予定です。

整理番号 17 番 済井出の 1 筆、5 年間の賃借権、予定作物は牧草。再設定 36 歳。従事予定者 1 名、従事日数 250 日従事予定です。

以上 9 件の農地利用集積計画の意見決定についての報告となります。

議長

議案第 214 号農用地利用集積計画の意見決定について異議、質疑はございませんか？

委員

整理番号 10～12・15 番について、所有権移転の予定とありますが 3 条で所有権移転を考えているということでしょうか。

農地係

農地係よりお答えさせていただきます。

質問いただいた申請については、利用権での所有権移転を考えており、その場合1年間の耕作状況を見たうえでの所有権移転となるため、今回の申請は1年間の設定となっております。

委員 ありがとうございます。

議長 他に異議、質疑はございませんか。
無いようなので1番～17番まで全て可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第13号 非農地証明願について)

議長 次の議題へ移ります。議案第13号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第13号非農地証明願について。今回は案件が5件ございます。担当調査員より説明お願い致します。

調査員 はい。議案第13号非農地証明願について説明させていただきます。

整理番号1番、こちらは10月の議案であがった申請であり、審議保留で、再度現地調査を行いまして再度申請となっております。

中山の2筆、農振農用外、面積合計6,590㎡。当該申請地は20年以上前から農地としての利用がされていない傾斜地であり、雨水の流れにより農地としての利用が困難である。また申請地の中に他人のお墓が存在し、申請地の一部は住宅地の進入路となっております。

現地調査の報告を担当委員にお願いします。

調査員 報告いたします。

申請地は位置の高い傾斜地であり、現況は広く山林化しており、雑草や樹木が密集した状態となっております。

しかしながら、申請地は6,000㎡以上と大きい土地であり、農地区分も第1種農地となっており、数年前までミカンを耕作しており農地としての利用されている情報があるため、非農地の基準を満たさないとしますので皆さんの意見を頂戴したいと思います。

議長

整理番号 1 番について異議、質疑を行います。

先ほど調査員から報告があった耕作が放棄されていた年数と 1 種農地内で非農地相当の判断があるのかどうか事務局の意見を伺います。

事務局

事務局よりお答えさせていただきます。

まず初めに耕作をしていない年数についてですが、県より定義されている 20 年という年数は山林化の定義であり、非農地の基準はあくまでも現況によるものとして、今回の申請地は山林化しており事務局としては非農地と判断しております。

また、1 種農地に関しまして、過去にも 1 種農地で非農地と認められた議案はあるのでそちらも考慮して判断のほどお願いします。

ありがとうございます。

ここで先日行った現地調査より各調査員から意見をお願いします。

調査員

報告します。

現地の状況より、山林化している状況から耕作するのは困難であり非農地として妥当だと考えます。

調査員

報告します。

現地調査を行った際に進入路があったため、耕作は可能なため非農地相当とは思えないと思います。

議長

他に異議、質疑はございませんか。

意見が分かれたため、農業委員 12 名による可否の採決を行いたいと思います。

採決の結果、非農地に賛成多数のため、整理番号 1 番を証明相当と判断します。

続いて整理番号 2 番の説明を事務局よりお願いします。

事務局

整理番号 2 番、許田の 1 筆、農振農用外、面積 24 m²。当該申請地は建物と道路に挟まれた小面積の土地であり、現況は駐車スペースに使用されており、20 年以上前から雑種地となっているため農地としての活用は困難であるとなっております。

現地調査の報告を担当委員にお願いします。

調査員

報告いたします。

当該申請地は20年以上前から耕作されておらず、24㎡と狭い土地で現況も雑種地となっていることから、農業は困難であるとなっております。

議長

整理番号2番について異議、質疑はございませんか。

委員

なし。

議長

無いようなので2番を可決してもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

続いて整理番号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局

整理番号3番 真喜屋の1筆。農振農用外、面積382㎡。当該申請地は復帰以前から農地としての利用はなく、四方はブロック塀で囲まれ宅地となっております農業適地とは言えないとなっております。

現地調査の報告を担当委員にお願いします。

調査員

報告いたします。

当該申請地は、現況は原野化でとどまり山林化までしていないため、証明相当とは判断できないとします。

議長

整理番号3番について異議、質疑はございませんか。

無いようなので3番を否決してもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

続いて整理番号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局

整理番号4番 久志の2筆。農振農用外、面積381㎡。当該申請地は海岸沿いに位置しているため塩害もあり、20年以上前から農地としての利用はないとなっております。

事務局 現地調査の報告を担当委員にお願いします。

調査員 報告いたします。
当該申請地は 20 年以上前から耕作されておらず、農業の利用が困難状態であるため、証明相当と判断します。

議長 整理番号 4 番について、異議、質疑はございませんか。

委員 なし。

議長 ないようなので 4 番を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 続いて整理番号 5 番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 整理番号 5 番 東江の 2 筆、名護の 2 筆の合計 4 筆。農振農用外、合計面積 1,391 m²。当該申請地は進入路のない袋地で、50 年以上前から農地としての利用されておらず、農地としての有効活用が困難土地であるとのこととなっております。
現地調査の報告を担当委員にお願いします。

調査員 報告いたします。
当該申請地は、現況が山林化しており、農地としての利用が困難なため証明相当と判断します。

議長 整理番号 5 番について、異議、質疑はございませんか。

委員 なし。

議長 ないようなので 5 番を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第 13 号非農地証明願について 2 番については否決、その他を可決

とします。

(報告 農地法第3条許可申請取消し願いについて)

議長 次に農地法第3条許可申請取消し願いについての報告を事務局から説明お願いします。

事務局 はい。農地法第3条許可申請取消し願いについての報告させていただきます。

整理番号1番 瀬嵩の2筆、農振農用内、合計面積793㎡。農地法第3条所有権移転の取消願いが出ているため報告いたします。取消の理由として、錯誤により申請したためとなっております。

錯誤の理由については、次の5条取消し願いの報告と合わせて説明をさせていただきます。

(報告 農地法第5条許可申請取消し願いについて)

議長 次に農地法第5条許可申請取消し願いについての報告を事務局から説明お願いします。

事務局 整理番号1番、瀬嵩、2筆、農振農用内、合計面積793㎡。農地法第5条所有権移転の取消願いが出ているため報告いたします。
こちらの申請は、先ほどの3条申請の取り消しと同じ土地となっており県に確認したところ、3条申請の許可による農地取得後、概ね3年以上の耕作が必要であるとのことで、今回の件については農地法第5条の申請を取消し、名義を戻すことになりました。

以上農地法第3条、第5条許可申請取消し願いについての報告となります。

(報告 非農地証明取下げ願いについて)

議長 次に非農地証明取下げ願いについての報告を事務局から説明お願いします。

事務局 はい。非農地証明取下げ願いについての報告をさせていただきます。

事務局

整理番号1番 真喜屋の1筆、農振農用内、面積645㎡。非農地証明取下げ願いになります。

取消の理由として、申請人から農地として利用したいと取り下げ願いの希望があり取下げとなっております。

以上非農地証明取下げ願いについての報告となります。

(閉会)

議長

以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。これをもちまして、第3回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(会長) 野原朝行

署名委員(伊波實) 伊波實

署名委員(宮城政喜) 宮城政喜